

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針

岩手江刺農業協同組合（以下、「当組合」と言います。）は、協同組合精神のもと地域密着型JAとして、金融・共済サービスの提供を通して農家経営の向上を図り、地域・自然と共に生きるJAを目指し、柔軟かつ斬新な発想で、より良い地域社会を築くことを理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会が共同で事業運営しております。

### 1. お客さまへの最適な商品・共済仕組み・サービスの提供

#### （1）金融商品

当組合では、金融商品の選定に際し、お客さまの資産状況、投資経験、知識及び取引目的など多様なニーズにお応えするために、一定の商品数に絞り、「選びやすさ」、「長期投資に適したラインアップ」、「運用実績が良好である」「手数料が良心的である」等を基準に厳選した「JAセレクトファンド」をご提供しております。

また、当組合では農林中央金庫がJAバンクセレクトファンドを対象に半期ごとに実施している定期モニタリングの評価を参考とし、パフォーマンスが芳しくない場合は取扱いを行わない等、定期的に商品ラインアップの見直しを行うこととしております。なお、当組合は金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

#### （2）共済仕組み・サービス

当組合は、お客さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供いたします。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。

【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

## 2. お客さま本位のご提案と情報提供

### (1) 信用事業

①当組合では「適合性の原則」に基づき、ご意向確認書等を活用しお客さまの金融知識・投資経験・財産状況および投資目的等についてお客様と十分に対話を重ねながら投資意向を確認することで、ニーズに沿った商品をご提案いたします。

また、お客さまの最適な資産形成にとって重要な税制優遇制度「NISA」や「iDeCo」等も取扱い、長期・積立・分散投資を推奨いたします。

【原則2本文および(注)、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1,2,4,5)】

②お客さまへの提案に際しては、「資産運用ガイダンス」や「セレクトファンドマップ」等を活用し、資産運用の重要性や取扱ファンドの特徴、購入後の元本が保証されないリスク等に関してわかりやすくご説明いたします。

また、お客さまにご負担いただく手数料に関しても目論見書や各種オリジナル資料等を活用し、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。特に、ご高齢のお客さまに対しては、より丁寧なご説明に加え役席者の同席等により厳格な適合性判定および意思確認を実施いたします。

【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③販売後についても、継続的にアフターフォローを実施し、保有する金融商品の運用状況の説明に加え、長期的な視点で資産内容の見直し等のアドバイスを実施し、お客さまの投資意向に沿った対応をいたします。

【原則4、原則5本文および(注1~5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### (2) 共済事業

①お客さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最適な保障・サービスをご提案いたします。

②保障の加入にあたっては、お客さまのご意向を的確に把握・確認した上で十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明(契約概要・注意喚起事項)を実施いたします。

③特にご高齢のお客さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含め十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④保障の加入にあたり、共済掛金の他にお客さまにご負担いただく手数料等はございません。

⑤各種手続きの実施にあたっては、お客さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 4、原則 5 本文および (注 1~5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

### 3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品提供や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害するようなことがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切な管理を行います。【原則 3 本文および (注)】

(2) 当組合では、金融商品内容や重要情報をわかりやすくご提供することを目的とした「重要情報シート」を活用してご説明しております。

【原則 4 本文、原則 5 本文および (注 1~5)】

### 4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 当組合では、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築するため、各種研修の受講や勉強会の実施、FP資格の取得を推奨し、お客さまと接する職員の知識向上を図ることでお客さま本位の提案を実践できるよう人材育成に取り組めます。

また、お客さまからいただいた「声（お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、お客さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。